

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(休日の承認の申請等) 第六十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同項第三号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る事務所の店頭に掲示するものとする。 「一〽三 略」</p> <p>(臨時休業の届出等) 第六十七条 「略」</p> <p>2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p>	<p>(休日の承認の申請等) 第六十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 信用協同組合等は、令第四条第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る事務所の店頭に掲示するものとする。 「一〽三 同上」</p> <p>(臨時休業の届出等) 第六十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p>

二 銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合  
一部を休止する場合  
四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五 「略」  
六 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 信用協同組合

二 銀行法第十五条第一項に規定する信用協同組合等の休日に、業務の全部又は一部を行う信用協同組合等の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 信用協同組合等の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）  
「号を加える。」

四 「同上」  
五 当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする同項に規定する信用協同組合代理業者（銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。）次項において同じ。）において当該信用協同組合等のために行う信用協同組合代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い信用協同組合等の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

一 銀行法第十六条第一項前段の規定による掲示 信用協同組合

<p>等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開する日</p> <p>二 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した事務所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日</p> <p>4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合</p> <p>三 信用協同組合等のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合</p> <p>5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 「号を削る。」</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等)</p> <p>第百条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p>	<p>等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日</p> <p>二 銀行法第十六条第一項後段の規定による掲示 信用協同組合等が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二項第四号に該当する場合</p> <p>三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合</p> <p>(特定信用協同組合代理業者の休日の承認の申請等)</p> <p>第百条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>
--	--

3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 略〕

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第二百二条 〔略〕

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六 〔略〕

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める

3 特定信用協同組合代理業者は、令第五条の六第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

〔一・二 同上〕

(特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)

第二百二条 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 特定信用協同組合代理業者の休日に、特定信用協同組合代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合(前号に該当する場合を除く。)

〔号を加える。〕

四・五 〔同上〕

3 〔同上〕

場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

「号を削る。」

(届出事項)

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇六の四 略」

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

(同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。)

「八〇二十五 略」

二十六 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

イ 従たる事務所(銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第六十六条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。)の設置、位置の変更又

一 「同上」

二 前項第四号に該当する場合

三 休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

(届出事項)

第百十一条 「同上」

「一〇六の四 同上」

七 信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

(同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。)

「八〇二十五 同上」

二十六 「同上」

「号の細分を加える。」

は廃止をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ニ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ 〔略〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十八 事務所の位置を変更しようとする場合（前二号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 第二十六号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ 〔略〕

ハ ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十九 出張所の位置を変更した場合（第二十七号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ 〔同上〕

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ 〔同上〕

二十七 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十八 事務所の位置を変更しようとする場合（前二号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

〔号の細分を加える。〕

イ 〔同上〕

ロ イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

二十九 出張所の位置を変更した場合（第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

<p>イ 出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合</p> <p>ロ 「略」</p> <p>ハ ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合</p> <p>三十 第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合</p> <p>2 法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、<u>第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合</u></p> <p>六 「略」</p> <p>〔3〕10 略</p>	<p>「号の細分を加える。」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、<u>第一百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合</u>（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）</p> <p>六 「同上」</p> <p>〔3〕10 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。